

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	精神保健福祉手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、精神保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法に定める精神上の障がいがある方へ精神障害者保健福祉手帳を交付し、交付台帳を管理している。特定個人ファイルは次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	精神保健福祉(自立支援医療(精神通院)・精神手帳)管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉(自立支援医療(精神通院)・精神手帳)管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表41の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県立心と体の相談センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 心と体の相談センター 島根県松江市東津田町1741-3 Tel:0852-32-5905 Fax:0852-32-5924 E-mail:kokokara-c@pref.shimane.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島根県立心と体の相談センター 島根県松江市東津田町1741番地3 (TEL) 0852-32-5905 (FAX) 0852-32-5924
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、事務処理を新規登録等の際には、申請書に記載されているマイナンバーについて、住所を含む3情報による住基ネット照会をしている。システムに入力する際には、マイナンバー等が正しく入力されているかどうか複数人の確認を行うようにし、その上で、マイナンバー登録や副本登録を行っている。更新申請は、申請書に記載されているマイナンバーとシステムに入力されているに誤りがないか、確認している。申請書は鍵付きの書庫に保管し、廃棄の際には複数人で書類の数を確認し、廃棄日を記録している。人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

- <選択肢>
- 1) 特に力を入れて行っている
 - 2) 十分に行っている
 - 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「島根県情報セキュリティポリシー」及び「島根県の保有する個人情報等の取扱いに関する管理規程」を遵守し、漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全対策を実施している。 ・保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を必要最小限の範囲に限定している。 ・保有個人情報ファイルの滅失、毀損が生じた場合に備えて、システムのデータのバックアップを実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の項目の追加	事後	
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月1日	IV リスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手)	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106, 116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12, 20, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 42, 53条 ※別表第2の116の項に係る主務省令は未制定 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の25の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106, 116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12, 20, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 42, 53条 ※別表第2の116の項に係る主務省令は未制定 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の25の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条	事後	
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	精神保健福祉(自立支援医療(精神通院)・精神手帳)管理システム	精神保健福祉(自立支援医療(精神通院)・精神手帳)管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和5年3月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和5年3月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和7年1月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の14の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第14条	番号法第9条第1項 別表22の項	事後	
令和7年1月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 别表第二の16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106, 116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12, 20, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 42, 53条 ※別表第2の116の項に係る主務省令は未制定 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 别表第二の25の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表41の項	事後	
令和7年1月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和6年2月1日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和7年1月9日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和6年2月1日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和7年1月9日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	IV リスク対策に記載のとおり	事後	追加項目
令和7年1月9日	IV リスク対策 9.監査実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年1月9日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	IV リスク対策に記載のとおり	事後	追加項目